

小平市立花小金井小学校 いじめ防止基本方針

小平市立花小金井小学校
校長 三坂 明子

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようにするために、文部科学省、東京都教育委員会及び小平市教育委員会の方針を受け、学校が果たすべき基本方針を明記し、教職員に周知するとともに、組織対応を徹底する。

(1) いじめの定義はいじめ防止対策推進法第 2 条に以下の通り規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 全ての教職員が、いじめに対する共通認識をもつ。

- ① いじめは絶対に許されない（いじめを見て見ぬふりをすることも許されない）。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる。
- ③ どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得る。
- ④ いじめとは当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の取組を推進する 6 つのポイント

- ① 軽微ないじめも見逃さない。（教員の鋭敏な感覚によるいじめの認知）
- ② 学校組織全体で一丸となって取り組む。
- ③ 学校、家庭、地域が連携して「児童が安心して相談できる環境」を構築する。
- ④ 児童たち自身がいじめについて考え行動できるようにする。
- ⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- ⑥ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。

(4) 校内組織

① 花小金井小学校いじめ対策委員会の設置

いじめの確実な発見と早期対応を目的に設置する。校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて特別支援教室巡回指導教員及び外部専門家）、当該学年の教員で構成する。

② 花小金井小学校サポートチーム*の活用

複雑化・多様化するいじめ問題に適切に対応するために、また、市教育委員会や関係機関との連携・協力を推進するために花小金井小学校いじめ対策委員会を支援する組織として花小金井小学校サポートチームを活用する。学校経営協力者、学校経営協議会委員、民生児童委員、スクールサポーター等で構成する。

*学校サポートチームとは、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織。

③ いじめ重大事態発生時の調査

いじめ重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

2 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止

児童に

- ・4月に、学校いじめ基本方針について説明する。
- ・「わかった」「おもしろい」と思える魅力ある授業を実践する。
- ・全校朝会や学年集会等の機会に、定期的にいじめをテーマとした講話を行い、いじめは絶対に許されないという児童の自覚を促進する。
- ・一人一人を伸ばす指導を行い、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。
- ・年3回、道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止の授業を行う。
- ・道徳の授業を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、いじめに向かわない態度と能力を育成する。
- ・特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。
- ・読書活動等で豊かな情操を培う。
- ・児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組を推進する。
- ・児童及び保護者を対象とした、いじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための活動、家庭と連携したルールづくりに取り組む。
- ・3年生に特別支援についての理解教育に関する授業を行う。
- ・4年生にLGBTQに関する授業を行う。
- ・5年生にインターネットに関する授業を行う。
- ・6年生にSOSの出し方に関する授業を行う。

教職員に

- ・年度当初に「いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、いじめについての認識を統一する。
- ・年度当初、児童と教師の信頼関係を構築することに注力する。児童や保護者に、この先生なら助けてくれるという思いをもたせることができるようにする。
- ・児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐ教職員の人権意識の向上を図る。
- ・学校公開や個人面談、学校だよりなどを通じた、いじめの防止等のための取組に対する啓発及び家庭との緊密な連携と協力関係を構築する。
- ・年3回いじめ防止に関する校内研修会を実施し、いじめは誰にでも起こり得ることなどいじめについて正しい知識、法、基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解を促進する。
- ・児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐなど教職員の人権感覚を向上させるために、年1回人権教育に関する校内研修会を実施する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、個々の児童・生徒の特性についての理解に基づいた予防的な対応を行う。
- ・学校として特に配慮が必要な以下の児童・生徒については、教職員への正しい理解を促進する。また、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の児童・生徒に対する適切な指導を組織的に行う。
 - 障がい（発達障がいを含む）のある児童
 - 海外から帰国した児童や国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童
 - LGBTQにかかる児童
 - 自然災害等により被災・避難した児童や原子力発電所事故により避難している児童
 - アレルギーや心身の状況等の理由によりマスクを着用できない児童や、マスクの着用に不安や不調等を感じる児童
 - 身体的等、様々な理由により、ワクチン接種をすることができない児童や接種を望まない児童

保護者・地域に

- ・4月の保護者会で、学校いじめ基本方針について説明するとともに、学校ホームページで周知する。

- ・こだいらいじめ防止メッセージを周知する。
- ・いじめ防止のために家庭と連携した SNS 等のルールづくりに取り組む。

(2) 早期発見

- ・教職員は日常的に児童への声掛けと様子の観察を行う。
- ・毎月「いじめ発見チェックシート」を活用する。
- ・ふれあい月間において、いじめに関する児童アンケートを年3回実施し、いじめの確実な発見に努める。
- ・いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、学校評価児童アンケートを実施する。結果は全教職員で共有する。
- ・週1回、学年会を実施し、学級の様子を情報交換する。心配な情報は学年主任が管理職に報告する。
- ・学年会等で共有した情報は学年主任が生活指導夕会で全教職員に提供する。
- ・スクールカウンセラーによる5年生児童全員面接を行う。
- ・児童や保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知を図る。

(3) 早期対応

- ・教職員は気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に学年主任に伝える。学年主任はすぐにいじめ対策委員会に報告し、継続して対策を講じる。
- ・保護者会等で、保護者との情報共有を行う。
- ・いじめの案件としてあがった事例は、案件から削除されるまで経過を保護者に伝える。
- ・いじめ問題の対応経過については、全ての事例について記録を残し、全教職員が確認できるよう保管する。
- ・犯罪行為として扱う懸念がある事案については、警察及び関係機関や専門家と相談し、連携して対応する。
- ・児童の進学及び転学先に適切な引継ぎ及び情報を共有する。
- ・いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

(4) SNS、スマホを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ・警察や関連機関との連携を図り、今日的課題や現状の把握に努め、その情報を保護者と共有し、学校と家庭が連携してこの問題に取り組む。
- ・学習者用端末を用いた学習の際に、情報モラルの指導を行う。
- ・セーフティ教室において、5年生を対象にインターネットに関わる指導を行う。
- ・家庭での取組として、管理の仕方やルールづくり等、保護者に協力を依頼する。
- ・学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ・ネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

3 いじめへの対処

(1) 認知

いわゆる社会通念上のいじめと、学校で認知するいじめとは必ずしも一致するものではない。児童の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含まれている。関係児童や第三者からは問題ないと見える場合や、対象児童がいじめられていないと否定する場合でも、対象児童が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

(2) 解消に向けた取組

いじめを受けた児童への対応

① 安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中、休み時間、放課後及び家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

② 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、対象児童及び保護者のケアを行う。

③ 学習支援

いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

いじめをした児童への対応

① 指導及び組織的な対応

いじめの関係児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。

② 心身のケア

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童・生徒の継続的なケアを行う。

③ 関係機関との連携

児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

校内における組織的な対応

① 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、いじめ防止基本方針に則り、校長及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。校長の指示の下、いじめを受けた児童及び関係児童の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及びいじめの解消に向けた指導への理解と協力を得る。

② 校長及び学校いじめ対策委員会の対応

いじめの報告を受けた校長及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認といじめの解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。また、その指導の状況や児童の様子から、いじめの解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

③ 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察及び関係機関と連携する。

(3) 解消の基準

いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、対象児童が苦痛を感じていないことを目安とする。学校は、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象児童・生徒の状況を確認する。なお、児童の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）

4 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめの重大事態の定義を確実に理解する。いじめの重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に以下のように規定されている。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号 生命心身財産重大事態）
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号 不登校重大事態）
同項第1号 に該当する事案について 例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など などのケースが想定される。
同項第2号 に該当する事案について 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
同項第1号及び同項第2号 に共通すること また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

参考：いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）

(2) 重大事態発生時の基本的な対応

① 把握・判断

- ・児童や保護者、地域からのいじめの情報、訴えや児童のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織での情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。
- ・重大事態の発生した際は、直ちに小平市教育委員会に報告する。重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始する。
- ・調査を始める前に対象児童・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・保護者への説明も行う。

② 調査

学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。

- (ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等
- (イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
- (ウ) 再発防止に資する対応策の検討
- (エ) 報告書の作成、取りまとめ

③ 報告

- ・いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

5 こだいらいじめ防止メッセージ

こだいらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して、次のような姿勢で取り組みます。

① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることではありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しません。

② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることではありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析や、いじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっています。このことを活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育てる主体的な活動を取り入れていきます。

⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒の小さな変化や気になる様子をとらえ、各学校の学校いじめ対策委員会を核として組織的にきめ細かく対応し、早期発見・早期対応により、決して見逃すことなく児童・生徒の困っていることや悩みに対処します。